

令和6年度第1回大網白里市空家等対策協議会委嘱状交付式及び会議議事録

1. 日 時 令和6年5月13日（月） 14:00～15:30
2. 会 場 大網白里市中央公民館2階 会議室
3. 出席者 （委員）
小峰一枝、高山勇、石田和敬、野老晃、八幡恵理、菅谷清、小倉利昭、堀江和彦
（事務局）
地域づくり課 北田課長、谷川副課長、内海班長、小倉主査
金坂市長（委嘱状交付式のみ）
4. 欠席者 （委員）
村井正久、青木和枝
5. 議 事 （1）空家等対策協議会の役割について
（2）空家等を取り巻く状況について

6. 委嘱状交付式及び会議経過

北田課長 皆様こんにちは。定刻となりましたので始めさせていただきます。
委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、大網白里市空家等対策協議会委員にご承諾いただきましたこと、重ねてお礼を申し上げます。
只今より大網白里市空家等対策協議会委員委嘱状交付式を始めさせていただきます。
私は、交付式の司会を務めさせていただきます、空家等対策協議会事務局の地域づくり課長の北田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、委嘱状を交付させていただきます。市長が皆様の席にお伺いし、委嘱状を交付させていただきます。
先にお手元に配布させていただきました「大網白里市空家等対策協議会委員名簿」がございます。この名簿の番号順にお名前をお呼びしますので、その場でご起立いただきますようお願いいたします。

【市長から委嘱状を出席全委員に交付】

なお、番号3番 村井正久 様、同8番 青木和枝 様は、本日、欠席でございます。後日、事務局より委嘱状を交付したいと考えております。
以上で、委嘱状の交付式を終了します。ありがとうございました。
続いて、市長よりあいさつを申し上げます。

金坂市長 **【市長挨拶】**

北田課長 以上で、大網白里市空家等対策協議会委員委嘱状交付式を終了します。なお、市長は、所用のため退席させていただきます。

引続き、第1回大網白里市空家等対策協議会に移らせていただきます。ここで司会進行を地域づくり課副課長に代わらせていただきます。

【開会】

谷川副課長 それでは、第1回大網白里市空家等対策協議会に移らせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、空家等対策協議会事務局の地域づくり課副課長の谷川と申します。次第に基づきまして進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、村井委員、青木委員につきましては所用により欠席と伺っております。現在の出席委員は8名でございます。委員総数10名の半数以上が出席されておりますので「大網白里市空家等の適切な管理に関する条例施行規則第6条第2項」の規定により本会議は成立していることを報告させていただきます。

続いて配布資料の確認をさせていただきます。

はじめに、委嘱状交付式及び会議次第、A4サイズで1枚です。令和6年度大網白里市空家等対策協議会資料、A4サイズでホチキス止めしたものです。各用語の定義、A4サイズで1枚です。「大網白里市空家等の適切な管理に関する条例」及び「大網白里市空家等の適切な管理に関する条例施行規則」、A4サイズでそれぞれホチキス止めしたものの、以上の5つとなります。

なお、今回の空家等対策協議会は第1回目ですので、事務局より空き家行政の概論やこれまでの取り組みなどについて説明いたします。

今回は付議及び議案はございませんが、委員皆様からの多様な意見がうかがえればと思っております。

資料は、お揃いでしょうか。お手元にないようでしたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。よろしければ、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

谷川副課長 ただいまより、第1回大網白里市空家等対策協議会を開会いたします。

それでは、会議次第4、委員及び事務局紹介ですが、今回は初めての協議会でございますのでお手元の名簿順に簡単に自己紹介をお願いします。まず、名簿番号の1番の小峰委員から順にお願いします。

小峰委員、よろしくお願いします。

各委員

【各委員による自己紹介】

谷川副課長 ありがとうございます。

なお、先ほどもご報告申し上げましたが、村井委員、青木委員につきましては、本日、欠席でございます。

続きまして、当協議会の事務を所管しております大網白里市地域づくり課北田課長以下、関係課職員の自己紹介をさせていただきます。

関係課職員

【関係課職員より自己紹介】

谷川副課長

次に、会議次第5、会長及び副会長につきましては、「大網白里市空家等の適切な管理に関する条例施行規則第5条第1項」により、委員の中から互選をするものとされております。委員の皆様で立候補や推薦はございますでしょうか。

～「事務局（案）はありますか。」との声あり。～

谷川副課長

それでは、会長に、大網白里市副市長の堀江委員、副会長に千葉県建築士会の石田委員を推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

～「異議なし。」との声あり。～

谷川副課長

ご異議がないようですので、全員賛成ということで、本協議会の会長に堀江和彦委員を、副会長に石田和敬委員を選出することといたします。ありがとうございました。

それでは、「大網白里市空家等の適切な管理に関する条例施行規則第6条第1項」の規定により、協議会の議長は会長がこれにあたるということです。以降の議事進行につきましては、堀江会長、よろしくお願ひします。

会 長

【会長挨拶】

会 長

それでは、議長として議事進行を務めさせていただきます。次第に戻りまして、議事（1）「空家等対策協議会の役割について」事務局から内容の説明をお願いします。

事務局

議事に入る前に、別紙でお配りしております用語の定義について、ご覧いただきたいと思ひます。

ひらがなの「き」が入る「空き家」と、「等」がつく「空家等」など、今後の会議や会議資料、計画書の中で出てくる用語について、簡単にご説明いたします。

はじめに、ひらがなの「き」が入る「空き家」でございます。

ひらがなの「き」が入るこの「空き家」は、一般的な用語として使う「空き家」、「家屋」のことを指しています。みなさんが生活上「空き家」と呼称するものがこの「空き家」です。法令に基づく用語として使用する場合を除いては、この「空き家」という表現を使うこととしています。

続いて「空家等」でございます。

「空家等」とは、法令に定義された用語で、「建築物又はこれに附属する工作物で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）」を指し

ます。この敷地という言葉には、立木や土地に定着する物を含んでいます。また、ここでいう「建築物」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの、これに附属する門又は塀等をいいます。

「附属する工作物」とは、ネオン看板など、門又は塀以外の、建築物に附属している工作物をいいます。

さらに「使用がなされていないことが常態であるもの」というのは、建築物などが長期間にわたって使用されていない状態を指しており、たとえば、年間を通じて建築物の使用実績がない場合を指しますので、年に1回帰ってきているとか、月に1回使っているなどの事情がある場合は、この「空家等」には含まれないこととなります。

続いて「所有者等」でございます。

「所有者等」とは、空家等の所有者・持ち主、占有者・使っている人、管理者・管理を頼まれている方を指します。

続いて「特定空家等」でございます。

「特定空家等」は、こちらに記載しております4つの条件のどれかに該当するものでございます。

続いて「管理不全空家等」でございます。

「管理不全空家等」とは、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すると「特定空家等」となってしまう状態にある空家等をいいます。この「管理不全空家等」というのは、社会問題化する空き家の増加に対応するため、令和5年の空家等対策特措法改正により追加されたものであります。

以上、用語の説明となりますが、この後は、ただいまご説明したように用語を使用してまいりますので、説明や資料等の中で疑問に思われた場合は、再度、こちらの定義を御確認いただければ幸いです。

議事（1）「空家等対策協議会の役割について」

それでは、お手元の令和6年度第1回大網白里市空家等対策協議会資料をご覧ください。

議事（1）「空家等対策協議会の役割について」ですが、私からは3点、「委員の委嘱について」、「空家等対策協議会の役割について」、そして「今後の協議会のスケジュールについて」説明をさせていただきます。

まず、1点目、「委員の委嘱について」ですが、資料は3ページから5ページです。

皆様方には公私ともにお忙しい中、このたび委員を引き受けていただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

今回の皆様方の任期につきましては、「大網白里市空家等の適切な管理に関する条例施行規則」に基づき2年間となっております。皆様方の任期は、令和6年5月13日から令和8年5月12日までとなりますのでよろしくお願いします。また、今回の委員の中には行政機関の職員の方も多くいらっしゃいますが、任期中に人事異動があった場合

は、残任期間を後任が引き継ぐ形にしていただければありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、この協議会の詳細等につきましては、「大網白里市空家等の適切な管理に関する条例」及び「大網白里市空家等の適切な管理に関する条例施行規則」により定めてございます。例えば、会議の成立は過半数以上の委員の出席によるもの、議決案件につきましては、出席委員の過半数をもって決まることなど詳細を定めてございますので、各自資料にて確認しておいていただければと思います。

続きまして説明の２点目、「空家等対策協議会の役割について」ですが、資料は６ページから７ページです。

この協議会の委員の役割については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「大網白里市空家等の適切な管理に関する条例」の中で、既に定めてございます。

役割の１つ目に、皆様方には大網白里市という地区の特性、そしてそれぞれの分野の知識を踏まえた中で、大網白里市の空き家に対する政策を総合的、かつ計画的に実施するための「大網白里市版の空家等対策計画」の作成に携わっていただくこととなります。

そして役割の２つ目として、現在、問題となっております倒壊の危険性や衛生上、或いは景観上有害となっている空き家を「特定空家等」といいますが、その建物が「特定空家等」になるかどうかということにつきまして、まず、市が基準に基づき判定します。状態が悪いものについては、市で協議会の皆様の意見を聞きながら「特定空家等」に認定します。その後市では、その「特定空家等」の所有者に改善の助言・指導をしますが、それにも応じない者に対し、次の手段として勧告をすることになります。その際、本当に勧告をしていいものか皆様からご意見を伺いたいと思っております。

また、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すると「特定空家等」になってしまう状態にある空き家を「管理不全空家等」といいますが、こちらについても「特定空家等」の扱いと同様となります。

現在、住宅用地の税の特例措置として、住宅用家屋が建っていると固定資産税が最大６分の１まで軽減されておりますが、これが適切な空家の管理をせず、「管理不全空家等」及び「特定空家等」の勧告を受けることで、この特例措置を受けられず、固定資産税が高くなる形となります。

「管理不全空家等」及び「特定空家等」の勧告は、空家をお持ちの個人の負担増にもつながる重要な決定のため、その判断を見極めるためにも、皆様方に意見をお伺いします。

さらに、最悪のパターンとして市が代執行により建物を取り壊さざるを得ないような場合も、その前段で皆様からご意見を伺いたいと思います。

そして説明の３点目の「今後のスケジュールについて」ですが、資料は８ページです。

今年度はこれから今日を含めて4回の協議会を予定しております。今年度中には先ほどお伝えしました「空家等対策計画」を仕上げる予定ですので、非常にシビアなスケジュールとなってしまいますが皆様方にはご理解願いたいと思います。

早速、次回2回目以降は「空家等対策計画」の検討に取り掛かっていただこうと思いますが、皆様に検討をしてもらうためのたたき台をご用意いたしますので、それを皆様に議論、検討いただきたいと思います。その中で皆様には、「空家等対策計画」を検討するにあたり、抑えてほしいポイントがございます。

「空家等対策計画」には、掲載すべき事項が法律で規定されています。それは「対象となる区域」や「基本的な方針」、「計画期間」のほか、「空家の管理の促進に関する事項」や「特定空家等への対処に関する事項」など、資料の7ページに掲げております9項目となっています。これがしっかりと掲載されているか、そしてそれが大網白里市の実態に合っているか、などに注意しながら検討いただきたいと思います。

次に資料の9ページから11ページに、これらを踏まえて事務局で作成した「空家等対策計画の骨子案」となります。次回は、この骨子案について、市より説明させていただきますので、皆様に検討いただきたいと思います。骨子案は基本的な内容ですので、これに肉付けしていく形になります。

空き家対策には、「発生の抑制」、「適正管理の促進」、「活用の推進」が必要と考えております。それらを有効に進めるために、ぜひとも皆様の力が必要ということで今回お願いをしたところでございます。

皆様お忙しいとは思いますが、それぞれの立場から遠慮なくご意見をいただければと思います。

以上で私からの説明を終わります。

会 長

議事（1）「空家等対策協議会の役割について」ただいま事務局より説明がありました。

委員のみなさまの中には他の自治体での空家対策等協議会にご出席されている方、また、初めての方もいらっしゃると思います。事務局の説明の繰り返しになりますが、平成26年制定の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく法定外協議会となります。その役割として本市の特性を踏まえた空家に対する総合的な施策、計画を立案するというところでございます。ただいま議題（1）で説明のあったスケジュール、計画として盛り込まれる項目など事務局から説明がありましたので、ご理解をお願いします。第2回目以降には骨子（案）に具体的な対策、方向性、施策などが事務局から示されることとなります。

質疑については後でまとめて行いたいと思います。

会 長

続いて議事（2）「空家等を取り巻く状況について」を事務局から

説明をお願いします。

事務局

それでは、議事（２）「空家等を取り巻く状況について」を、ご説明いたします。資料の１２ページをご覧ください。議事（２）「空家等を取り巻く状況について」でございます。

資料の１３ページをご覧ください。議事（２）「空家等を取り巻く状況について」では、「将来の人口変動」について、令和２年度に改訂された本市の人口ビジョンの資料により本市の人口推移を示しております。自然動態は出生数、死亡数による増減数を、社会動態は転入、転出による増減数をそれぞれ示しております。こちらを見ますと、平成２１年度までは人口が増加しておりましたが、平成２２年度からは減少傾向となってきております。

また、資料の１４ページの人口推計結果によると、今後も本市の人口は減少が続き、２０６０年度には２６，０００人ほどに減少すると推移されており、人口減少に伴う空き家の増加が見込まれる状況となっております。

次に資料の１５ページをご覧ください「空き家の現状について」です。こちらは、令和３年度から５年度にかけ、山武郡市広域水道企業団に資料提供をいただいた、上水道の閉栓情報の１３５３件から、現地調査を実施し、所有者等の判明した７２６件の空き家について、令和４年度、５年度で、空き家の所有者等に対しアンケート調査を実施いたしました。アンケート７２６通の送付に対して回答が２７５通で、回収率は３７％でした。

このアンケート調査の結果から、大網白里市における空き家の現状・問題が見えてまいりました。このアンケートの回答結果について、資料の１５ページから２１ページに示しております。

なお、アンケートは複数回答を可能として実施いたしましたので、回収数の２７５と同数にならない場合がありますことを申し添えいたします。

まず、資料の１６ページの「所有者の年齢構成」では、所有者の７割が６０歳を超える年齢で、所有者は高齢傾向になりつつあることがわかりました。

次に資料の１７ページの「空き家となった主な理由」では、「相続したが他の場所に住んでいる」、「転居や引っ越し、施設入所に伴って住む予定がなくなった」などの回答が多いことがわかりました。

次に資料の１８ページの「建物の建築時期」では、昭和５６年から平成１２年までに建築された建物が約半数を占め、それ以前の建築を含めると約８割となり、空き家の多くが築年数をかなり経過してきていることがわかりました。

次に資料の１９ページの「建物等の管理状況」では、住める状態で管理しているのは４割未満で、一部破損があるものや、現地確認をしていない状態のものが４割を超える状況であることがわかりました。管理の仕方としては下表のとおり、自身で行なう、家族・親族・知人

に依頼していることがわかりました。なお、管理していないという回答もございました。

次に資料の20ページの「今後の意向」では、約半数の方が現状のままで売却を望む考え、2割程度の方が活用を検討している考えであることがわかりました。

次に資料の21ページの「困りごと」では、維持管理費用などの金銭面の負担が大きい、遠方のため維持管理の負担が大きい、高齢で維持管理の負担が大きいなど、金銭面・身体面などの負担が大きいことがわかりました。

以上がアンケート調査により見えてきた、大網白里市における空き家の現状・問題となります。

次に資料の22ページは、「空家等に対する対応フロー」です。こちらは、第2回の協議会内で、ご説明させていただきたいと思います。

最後になりますが、資料の23ページは、「空き家対策に係る本市の動向」についてです。簡単ですが、これまでの、空き家対策についてまとめたものです。

平成22年度に、「大網白里市まちをきれいにする条例」が施行され、空家等の適正な管理についての行政指導や行政処分などの対策が定められました。

平成29年度に、白里地区の空き家1件について「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき「特定空家等」に認定し、所有者に指導及び勧告を実施いたしました。この空き家については、所有者により除却が行われました。

先程の説明にもありましたが、令和3年度から5年度に、上水道の閉栓情報を基に市内の空き家の実態調査を実施いたしました。

令和4年度から令和5年度に実態調査を基にアンケート調査を実施いたしました。

令和6年4月1日より、「空家等対策計画」の作成や協議会の設置などを定めた、「大網白里市空家等の適切な管理に関する条例」が施行されました。本日は、この条例に基づき第1回目の大網白里市空家等対策協議会を開催させていただいたところでございます。

以上で、簡単ではございますが、議事（2）「空家等を取り巻く状況について」の説明となります。

会 長 ただいま、事務局より、議事（1）「空家等対策協議会の役割について」と議事（2）「空家等を取り巻く状況について」の説明がありましたが、説明を聞いた中で委員の皆様、ご意見、ご質問等がございましたら挙手のうえご発言をお願いします。

B委員 よろしいでしょうか。

会 長 B委員どうぞ。

B委員 15ページの空き家の現状なんですけども、閉栓情報から1353件の調査を行って、所有者等が判明した726件に通知したとのことですが、残りは所有者が分からなかったということでしょうか。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 調査した1353件の内、所有者、納税義務者の判明した726件にアンケート調査を実施した訳ですが、アンケート調査を行なわなかった残りにつきましては、現地調査を行なった結果、既に、空き家の解消が行なわれ、既に人が住んでいたり、取壊しが行われ空き地になっていたたり、倉庫や駐車場、資材置き場等など他の用途で既に利用されている状況でしたので、アンケート調査からは外しております。
以上です。

会 長 今、事務局からの説明ですと閉栓情報では1353件あったけども空き家として建物が726件あり、それ以外は他の用途での利用が確認できたということでしょうか。

事務局 はい。

会 長 B委員、ご質問の回答となっていましたでしょうか。

B委員 はい、大丈夫です。

会 長 他にございませんか。

G委員 はい。

会 長 G委員どうぞ。

G委員 同じく空き家の現状なんですけども、726件以外の中で所有者が判明しなかった空き家はなかったのでしょうか。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 相続が行われていない空き家では、継続調査中の空き家もあり、送付先が不明の空き家もございました。

G委員 すると大網白里市の空き家の数としては、726件以上あるということですね。具体的な件数などは、これからということになりますかね。

事務局 そうですね。

補足になりますが、今回の空き家調査については色々な方法があります。電気の停止情報や水道の閉栓情報、ゼンリンなど住宅地図を作成する業者への委託などがあり、本市は水道の閉栓情報を使用して調査を実施したところでございます。

今回の実態調査は空き家の全体調査ではなく、「空家等対策計画」の方向性を示すための調査として行っております。国の方では5年に1度の「空家等対策計画」の見直しが示されておりますので、次回の実態調査で今回と同じように閉栓情報で実施するか全体調査を実施するかは現段階では未定となっております。また、直近で別の調査方法で調査を実施することは考えておりません。

G委員 既に所有者が亡くなってしまって、相続人に辿り着けない空き家もあるということですね。

事務局 税務課でも継続して相続人の調査を行なっておりますが、相続放棄されてしまった場合などは、今後の取扱い課題となってまいります。

会 長 G委員よろしいですか。

G委員 はい。

会 長 他にございませんか。

D委員 はい。

会 長 D委員どうぞ。

D委員 空家バンクの利用状況、成約件数などはどうなっていますか。
それともう一つ、骨子（案）にあったんですけど、どうしても空き家があって、除却か再利用かといった方針や国からの補助などの施策はどの部分に入ってきますか。

事務局 空家バンクの利用状況は売買・賃貸の登録件数が8件、登録の相談が19件、利用登録が20件、利用登録相談が27件となります。

会 長 累計ですか。

事務局 制度を開始してからの累計になります。

D委員 実際に所有者が動いたものはあるんですか。

事務局 売買・賃貸の登録件数の8件、すべてが成約済みで動いております。参考までに、平成30年度に2件、令和2年度に2件、令和4年度に

4件、となっております。

事務局 2点目について、骨子（案）の中での計画や施策ですが、10ページの第4章の空家等に対する方針及び施策を設けております。この中で具体的な内容を示していきたいと思います。また、補助の対象にはどのような事業があるかなども示していきたいと考えております。

会 長 D委員よろしいですか。

D委員 はい。

会 長 私の方から委員さんに質問があります。まず、F委員にお聞きしますが、空き家が増えると犯罪の温床となってくるとの話がありましたましたが、具体的にありましたか。

F委員 家財道具などが放置されたままの空き家だと被害は多いです。また、住人が居るわけではないので被害に気付いても数か月空いたりしているので被害時期の特定が困難となり、検挙が難しくなってきます。最近では、テレビニュースにもなりましたが、廃旅館に侵入した者が、そこを生活拠点とし窃盗を繰り返していたというのがありました。

会 長 ありがとうございました。E委員にお聞きしますが、空き家に火を付けられてしまったなど、そんな事例などはありますか。

E委員 特定にはいたっておりませんが、最近あった火災で調査した結果、空き家で通電はしていなかったことがわかり、火災が起きる可能性はあると思います。

会 長 D委員にお聞きします。空き家を活用したいとか、リフォームしたいとか近年の傾向はどうですか。

D委員 特に増加してるとか、そういうことはないですね。

会 長 本市では農家住宅などをリフォームなどをして、飲食店やワーキングスペースなどに利用されたりなど聞いていて、決して需要が少ないわけでもないと思うのですが山武支部内ではどうですか。

D委員 南房総市などが何件か話は聞いていますが、匝瑳から長生エリアではほとんど聞かないですね。

すいません。ひとつお聞きしたいのですが、建物の一部が破損しているとか樹木がせり出しているなど、空き家関係の相談や苦情はどのくらいあるのですか。

事務局 空き家関係の相談や苦情ですが、直近の5年間で331件あります。内訳は令和元年度が58件、2年度が74件、3年度が67件、4年度が63件、5年度が69件です。重複案件は初年度で数えておりますので、実際の相談件数はこれより多くなります。

D委員 所有者のところまでそれが伝わるのは少ないですか。

事務局 まず、現地確認し場所の特定を進めて、法務局で公図や登記事項証明などを取得して登記事項証明に記載されている所有者に通知をします。最初の調査で通知が届けばよいのですが、返送されてしまった場合などは住民票や戸籍などを記載されている自治体へ請求し、特定されない場合はこれを繰り返し行なって所有者の特定に努めています。

会 長 D委員よろしいですか。では、A委員にお聞きします。この4月から相続登記が義務化されましたが、相談が増えるなど変化はあったのですか。

A委員 法務局などで周知はされていたので、4月1日からの義務化に対する大きな変化は特に感じません。ただ、直ぐに相続登記を行わないといけないのですかという電話での問い合わせはあります。電話での問い合わせでは資料ありませんので詳しい話ができないのが現状です。また、費用はどのくらいですかと聞かれますが、これも状況がわかりませんし、個々に状況も違いますので簡単は答えられません。

会 長 いざ未登記の物件を相続登記をするとなったときに協会で定める基本料金的な金額はあるのですか。

A委員 最近亡くなった方の住んでいた土地、建物だけであればだいたいこのくらいではないかという金額はありますが、名義が2代、3代前のままの場合が意外と多く、そうすると相続人はかなりの人数になり調査が増えますので一概には言えないところもあります。

あと相続登記には登録免許税というのがありまして、本人や代理人が行なっても税金を納めなくてはならないのですが、税制によりだいぶ安くはできるようになっています。何代も前ですと戸籍なども取得が大変ですが、本籍地がこちらになくても本籍地から取得できる政策はとっております。古い物の戸籍取得が必要となる場合には具体的に相談していただければ、だいたいこのくらいというのは、お話しすることは可能かと思います。

会 長 ありがとうございます。余談ですが、国の方もだいぶ法整備を進めてきて、緊急安全措置ということで「特定空家等」ないし「管理不全空家等」について、対外的なデメリットを除去するために自治体におい

ては指導、勧告、代執行などが法律で義務付けられました。けれども段取りをふまないとその手続きに行けないこともあり、制度として未知数であると感じているところですが、「空家等対策計画」は「空家等対策計画」として作っていかなくてはならないものと考えておりますので、委員の皆様からそれぞれの持ち分の中でのお話を聞かせていただきました。ありがとうございました。

I 委員からは何かございますでしょうか。

I 委員

それぞれの委員の皆さんのお話を伺っていて、感想を申し上げますと、少子高齢化でお年寄り夫婦が住んでいるお宅が多くなっています。そんなお宅でも亡くなられたり施設に入られたり、こうして空き家になっていくのですが、こうなる前に何か早くご家族の方、身内の方が対策をとっていただけるのが一番いいのですが、皆さんそれぞれの事情がありますから、こればかりはしょうがないと思います。

ただ、これが放置されて、草木が生え、建物は破損し野生動物が侵入する、また、人が侵入するなど、近隣に住まわれている方々にすれば不安が増すわけで、そのような面からも空き家の対策は必要と考えます。

課長が冒頭にそうゆう空き家を作らないようにする対策をと、お話ししていましたが、少しでも悪い状況にならないように早いうちにできるような対策を考えていかなくてはならないと感じました。

私の近隣でも空き家が増えてきて、相続が発生してからではなく、発生する前にある程度考えていかないと対応はスムーズにできないと感じています。

B 委員

参考ですが、自治体と協力して活動の一つとして終活ノートの作成を実施したことがあります。これは所有者が高齢になればなるほど判断能力が無くなりますので、判断能力がある内に、将来の相続に関する考えをとりまとめていただき、最終的には法務局への遺言書の提出までを考えていただいています。

自治体によっては、所有者に将来のことを考えていただくような活動を行なっています。高齢者で福祉施設に入所の場合など、福祉施設の方にも間に入らせていただいている場合もあります。

会 長

委員の皆様の得意分野での思いや情報などを踏まえて「空家等対策計画」を、今後、策定していければと考えておりますので、次回以降もよろしく願いいたします。

よろしければ、本日の議事は以上となりますが、会議次第7のその他としまして、今後、協議会を進めるにあたり、委員の皆様、ご意見等ございますでしょうか。

事務局からは、何かありますか。

事務局

事務局から今後の予定についてご報告いたします。資料8ページに

今後のスケジュールについて示させていただいております。

第2回目の協議会を8月中旬頃に開催を予定しております。委員の皆様には、詳細が決まり次第、通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 次回の協議会では、対策計画の素案の検討とありますが、検討には時間が必要なので、委員には素案を事前に配布するようお願いできますか。

事務局 事前配布できるよう、対応いたします。

会 長 事前に委員の皆さんが確認できるようにお願いします。

事務局 わかりました。

会 長 他にはよろしいでしょうか。それでは以上で議事は終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。
 進行を事務局へお返しします。

谷川副課長 ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございました。
 以上をもちまして、第1回大網白里市空家等対策協議会を終了とさせていただきます。お疲れさまでした。